

国際的訴訟競合の規制方法

—— Kerameus, Rechtsvergleichende Bemerkungen zur internationalen
Rechtshängigkeit, FS für Schwab.1990., S.257ff. の紹介をかねて ——

松村 和 徳

〔目 次〕

- 一 はじめに
- 二 Kerameus 論文の紹介
 - (1) 国際的訴訟係属に関する顧慮は必要か
 - (2) 国際的訴訟係属の効果
 - (3) 国際的訴訟係属と相互主義
- 三 個別的考察——日本法への示唆——
 - (1) 外国訴訟係属の顧慮の必要性
 - (2) 国際的訴訟競合の規制方法
 - (3) 相互主義の考慮
- 四 おわりに

一 はじめに

今日、人々の社会的・経済的活動がボーダレスの時代を迎え、予測される国際的民事紛争の増加及び複雑化に対し国際民事訴訟法の役割が注目をあびている。また、現在わが国において進行中の民事訴訟法の改正作業においても、国際民事訴訟への対応が改正点の一つに挙げられている。そして、本稿で問題とする国際的訴訟競合は、国際民事訴訟に関する改正の主要な事項でもある。

本稿で紹介し、検討する Kerameus の論説は、まさにこのテーマに関して比較法的考察を試みたものである。国際的訴訟競合をめぐる問題は多岐にわたるが、Kerameus の論説は、その中で次の三つの問題を取り上げて、検討を加えている。まず一つは、国際的訴訟係属は顧慮すべきか否かという原則的問題である。次に、国際的訴訟係属を顧慮する場合の効果、換言すれば、その場合の訴訟上の取扱いに関する問題が考察されている。そして、最後に、国際的訴訟係属と相互主義の關係についての問題が検討されている。いずれも、国際的訴訟競合をめぐる主要問題であり、わが国においても議論対象となっている問題である。

以下では、この Kerameus の論説について、その内容を紹介し、次にわが国の議論と関連させながら、とくに法改正も念頭において、Kerameus の論説から日本法はどのような示唆を得ることができるか、個別的に考察することにする。

二 Kerameus 論文の紹介 (S.258ff.)

(1) 国際的訴訟係属に関する顧慮は必要か

同一の事件に関して、外国と内国で訴訟が競合する場合が生じる。かかる場合に、内国の裁判所は、外国の訴訟係属を顧慮すべきか否かがまず問題となる。この点について、

Kerameus は、まず各国の立法状態を比較する。この問題に関して、たいていの国が明確に法律上規定していない。しかし、ルガーノ条約二一条に代表されるように、国家間条約において外国の訴訟係属の顧慮が規定されているのが、通常である。立法上の特異の例外が、その不顧慮を規定するイタリヤ法（及び旧東ドイツ法）の規定であると指摘する。

そして、次に、この問題に関して各国の学説及び実務がどのような対応をとっているかを考察する。Kerameus によれば、次の五つの点が確認できるとする。

すなわち、まず第一に、外国の訴訟係属を顧慮することは、判例によって徐々に導入され、現行法の構成要素となったとの確認である。こうした例に該当する国々として、ドイツ、オーストリア、フランス、ギリシャを挙げる。第二に、特別の事案において外国の訴訟係属の顧慮を命じる規定（例、ドイツ商法典七三八条ノ a 一項）もまた、他のすべての事例において外国の裁判所で係属する手続を顧慮しないという結論は認めていないという点である。第三には、外国の訴訟係属を顧慮することを明確に法律上禁止する場合にも、外国で係属した仲裁手続の顧慮を妨げることはいけないという点である（ニューヨーク条約は除く—筆者注—）。第四に、Kerameus は、外国の訴訟係属の顧慮

は、次の二つの段階を踏んで行われていることを指摘する。すなわち、第一段階として、外国での訴訟の原告が手続が係属するにもかかわらず、同一の訴訟物について内国で第二の訴訟を開始する場合には、それを禁ずることから始まる点、が指摘されている。そして、第二段階では、原告・被告という当事者の役割に関係なく、外国の訴訟係属を顧慮することに至っているとす。第一段階では、外国手続の被告は、内国で自ら訴えを提起することができることになる。それに対して、第二段階では、この当事者の役割の同一性よりも、判決の内容的調和や訴訟経済の観点が重視されている。そして、ベルギー、イギリスは、まだ第一段階であるとする。最後に、すべての要件が存在する場合に、訴訟係属の効果を言い渡されねばならないのか、それとも裁量によるかも各国法により異なり、英米法系は、後者の傾向にあると指摘する。

Kerameus は、こうした確認の下、さらにこの問題に関するギリシヤ法における発展を紹介する。Kerameus は、ギリシヤ法の興味深い展開として次の二点を挙げる。まず、ギリシヤ民事訴訟法は、外国の訴訟係属の顧慮を一八三四年の旧民事訴訟法を除いて、それ以降の立法段階から規定していたという点である。第二点は、一九七一年には、外国判決の承認要件が、すべての及びそのみならず、先行

する内国の確定判決と外国判決との不一致は承認を妨げるということによって、拡張され、それにもない、外国と内国判決との不一致は外国判決の承認を妨げ、しかもその不一致は内国判決に有利に考慮されるがゆえに、国際的訴訟係属の顧慮は不必要との見解が生じた点である。しかし、この見解を Kerameus は、次のように批判する。つまり、この見解は、外国判決は内国判決の既判力発生前にすでに承認しうる点を見過しており、そもそも、国際的訴訟係属の顧慮は、摩擦状態の予防 (Verhütung von Konfliktsituationen) に役立つ。それゆえ、たとえ最終的に内国判決に有利に判断されようと、内国と外国で同一の摩擦状態が発生すること自体が、できる限り回避されるべき疾病 (Ubel) であり、国際的訴訟係属の顧慮の意義は、まさにそうした摩擦状態を始めから発生させない点にあると主張するのである。

(2) 国際的訴訟係属の効果——訴訟上の取扱い——(S. 264ff.)

このように、国際的訴訟係属を顧慮すべきことを前提として、Kerameus は、次に、国際的訴訟競争が生じた場合、どのような訴訟上の取扱いをすべきかについて論じる。Kerameus は、国際的訴訟係属の効果として、訴訟却下と第二の手続の中止の二つの方法がとられていることを挙

げ、ドイツの通説が訴訟却下を国際的訴訟係属の効果と考
えるのに対して、ギリシャ法では、第二の手續の中止がそ
の效果として規定されていることをまず指摘する。

次に、国際的にみた場合には、訴訟却下の代わりに第二
の手續の中止が支持されている旨指摘する。そして、とく
に一九八八年のルガーノ条約二二条が、後に係属した裁判
所は、先に係属した裁判所の国際的裁判管轄が肯定される
まで、手續を中止する旨を規定することを評価する。また、
イギリス法ではそれが通常であり、ドイツ法でも支持ある
旨を述べる。そして、Kerameus は、国際的訴訟係属の場
合の效果として、第二の手續を中止する取扱いを支持する。
その理由を次のように説明する。すなわち、第二の手續の
中止は、訴訟の却下よりも国際的訴訟係属の必要性により
良く合致した法効果と思われると主張する。つまり、国際
的訴訟競合の場合には外国の判決が承認されない場合の時
効中断その他の期間の遵守の配慮という点だけでなく、と
くに外国の裁判所の管轄の予測の点での不確実性が問題だ
とし、もし後に係属した内国手續を却下した後、外国の裁
判所が事実上管轄なしと宣言されたならば、内国訴訟の原
告は、実務上権利保護を失うことになる」と主張する。E E
C条約やルガーノ条約の起草者たちは、まさにこの危険を
考慮したのだと指摘する。そして、それは、管轄学説間で

周知の相違を提示する自国法においてはなおさら考慮され
るべきであろうという。さらに、Kerameus は、外国の訴
訟が依然係属し、場合によってはその判決が内国で承認さ
れない限り、第二の手續の中止よりも適切な防止手段があ
ろうかと主張するのである。

(3) 国際的訴訟係属と相互主義 (S.267ff.)

最後に、Kerameus は、国際的訴訟係属の顧慮と相互主
義の關係について次のように論じる。まず、訴訟係属を「判
決の必要的段階」と特徴づける場合には、外国の判決が相
互主義の要件の下でのみ承認する法秩序に関しても、同様
に外国の訴訟係属の顧慮について同一要件を置くのは当然
であるという議論が存すること、そして、ドイツの商法典
七三八条ノ一 a が、外国の訴訟係属の顧慮に関する相互主
義に依存している点を指摘する。

それにもかかわらず、ドイツの通説は、外国の訴訟係属
は、当該外国国家が逆の状況においてドイツの裁判所での
訴訟係属を無視する場合にも、顧慮されねばならないとす
るが、しかし、ドイツの判決を承認しないという外国国家
の拒絶の姿勢が続く場合には、外国の訴訟係属は顧慮され
ないであろうと主張する。その理由として、その場合には
ドイツ民事訴訟法三二八条一項五号に抵触して承認の予測

ができない点を挙げる。それゆえ、Kerameusは、相互主義は訴訟係属と関連づけることはできず、判決の承認に就いてのみ関係づけられるにすぎない、そして、承認の予測の結果に關してのみ、相互主義は、外国の訴訟係属の顧慮に影響を及ぼしうる(間接的関連性)と主張するのである。

そして、Kerameusは、こうした外国の訴訟係属と外国判決の承認との間の相互主義に關する区分が正当であることを次のように根拠づける。つまり、相互主義が予防的なそして個々の事例から切り離された、内国の債務名義の外国における貫徹軽減のための一般的手段である限り、外国判決の承認や執行とは対照的に、不当な司法行為に對する内国の法秩序が無力でなく存するがゆえに、相互主義を、外国の訴訟係属の顧慮の問題に際して投入する必要はないとするのである。

三 個別的考察—日本法への示唆—

以上、Kerameusの論文の概略を紹介した。そこで、次にはこの論文から、現在のわが国における国際的訴訟競合をめぐる議論または民事訴訟法改正に對して、どのような示唆を得ることができるとかを検討する。具体的には、Kerameusの取り扱った三つの論点に即して個別的に考察を加えながら、とくに「国際的訴訟係属の顧慮の必要性」とそ

の規制方法」に關する問題を中心に検討することにした。

(1) 外国訴訟係属の顧慮の必要性

(a) わが国の議論状況

国際的に訴訟が競合する場合に、外国の訴訟係属を顧慮するか否かという問題は、これまでわが国においては、国内法における重複訴訟禁止規制(民法二二二条)をこの場合に適用すべきかという問題に置き換えて議論されてきた。そして、この問題に關して、わが国では、学説と判例との間でまだ見解の一致に至っていない。判例は、民法二二二条にいう「裁判所」に外国の裁判所は含まれないとして、同条の重複訴訟禁止規制を認めない立場をとっている^①。学説は、これに与する不顧慮説もあるが、少数説である。ただ、最近の下級審判例は、この場合を裁判管轄の問題として処理し、「特段の事情」の要素として外国の訴訟係属の存在を評価する方向にあるとの指摘がなされている^②。学説の多くは国際的訴訟競合を顧慮する方向にあると見えよう。そのうち多数説は、外国で係属中の訴訟の判決が将来承認が予想される限り、重複訴訟禁止規制を認めようとするものである(承認予測説)^③。ドイツでの通説・判例でもある。これに對して、近時基本的には重複訴訟規制を認める立場に立ちながら、イギリス法にならない、これを裁

判官の裁量的処理による法廷地についての調整問題として把握し、適切な法廷地はどこかという観点から訴訟係属を考慮する管轄規制説やこれを訴えの利益問題として処理しようとする説（訴え利益説）が主張されている。⁽⁸⁾ また、これらを包含する形で、比較考量説が唱えられている。⁽⁹⁾ しかし、これらの諸説が、国際的訴訟係属を顧慮する方向といつても、重複訴訟禁止規制の適用を認める方向という意味ではない。その背景には、民訴法二二一条の「重複訴訟禁止」の制度的使命と「国際的訴訟係属の顧慮の必要性」の趣旨が必ずしも一致していないのではないかとの認識が存在すると言えよう。それゆえ、この国際的訴訟競合の問題において、両者を同レベルで論じるべきかは疑問とされている。そして、比較考量説、管轄規制説などは、まさに国際的訴訟競合の問題を重複訴訟規制の問題とは別個の問題として取り扱う方向にあるといえよう。また、承認予測説自体も民訴法二二一条の直接適用を認めるものではない。つまり、わが国の近時の学説においては、国際的訴訟係属の顧慮は重複訴訟禁止規制という意味では捉えられていないと言えるのである。

(b) 国際的訴訟係属の顧慮の意味

それでは、国際的訴訟係属の顧慮とはどういう意味で捉えるべきことであろうか。まず、諸説が、国際的訴訟競合

の問題をどのような理念から把握するかという視点で見ても、承認予測説では、矛盾判決の回避や訴訟経済という公益性が前面に出されている。これに対して、比較考量説等は、当事者利益、とりわけ第二訴訟原告の利益—反面で自国民保護の観点もあろう—を中心に考察する。その意味では、いずれの諸説も民訴法に規定する重複訴訟禁止規制の趣旨、すなわち、①矛盾判決の回避、②訴訟経済、③被告の負担という理念とリンクしていると言える。ただ、その力点が異なる点に諸説の差異があると言える。しかし、諸説の主張するように、国際的訴訟競合の場合には、必ずしもこれら三つの重複訴訟禁止規制の趣旨が妥当するとは言いがたい面がある。①矛盾判決の回避にしても、これは、外国の審理手続、既判力などの点で裁判の同質性が前提でなければ、主張できない。ある意味で、国際的訴訟競合の場合には、国内法秩序と合致する同質の裁判は期待できないことを前提とすべきかもしれない。それゆえ、矛盾判決の回避自体、全面に出す必然性は乏しいとも言えよう。また、②訴訟経済についても、外国の訴訟係属を無視するほうが経済的な場合は多々ある。さらに、③被告の利益という点についても、原告被告逆転型の訴訟の場合には意味はない。比較考量説等が当事者利益という場合には、第二訴訟原告の利益が中心にあり、その点では

重複訴訟禁止規制の趣旨とのズレが存在すると言えよう。¹¹⁾

このように考える場合、国際的訴訟競合はなぜ問題とされるのか、つまり、国際的訴訟競合の場合の規制の必要性及びその制度的使命がもう一度検討されねばならないであろう。なるほど、前述のように、国内法にいう重複訴訟規制の趣旨は必ずしも国際的訴訟競合の顧慮の趣旨とは合致しない。では、何故にこの顧慮が必要なのであろうか。次に、Kerameus の論説を参考にして考察することにした。

Kerameus は、国際的訴訟競合の制度は判決の不一致が生じる摩擦の防止(予防)に役立つ点を強調する。つまり、訴訟係属を顧慮することによって、事前に摩擦状態が回避される点が重要であり、たとえ最終的に内国判決に有利に判断されようとも、内国と外国で摩擦状態が生じる状態自体が疾病であると主張する。筆者は、ここにいう摩擦予防は矛盾判決の回避であり、換言すれば、司法摩擦の回避と解することができる¹²⁾。このように考える場合、訴訟競合の問題は訴訟制度利用面での問題と言え、ここでは、とくに公益性が重要視されることになる。民事訴訟自体が、国家によって運営される制度である以上、その利用に関しては、公益性が重視されるのは当然であろう。そして、この公益性は、いわば国際的調和・協調という理念であり、それに基づく司法摩擦の回避などの観点が入ってくるので

ある。とりわけ、ボーダレス社会と言われる現代社会においては、国際的調和・協調という理念は国際民事訴訟の問題処理に際しての第一の原理となるであろう¹³⁾。そして、この原理からみるとき国際的訴訟競合は何らかの規制が必要と言えるのである。それが国際的法秩序を維持することになると考える。また、諸外国の判例や条約にみられる、外国の訴訟係属を原則的に顧慮する傾向も見過ごしてはならない。

しかし、訴訟競合の問題を訴訟制度利用面での問題と捉える場合、その利用者たる当事者の利益をむしろ重視すべきではないかという主張も出されよう。当然の考慮であろう。また、国内法における重複訴訟規制も被告の利益をその根拠にあげている。ただ、国際的訴訟競合の場合には、両当事者の利益が同時に顧慮されねばならない。そして、国際紛争の場合は各国間に統一的紛争処理制度が存在しない以上、当事者利益の制度的保障は十分ではない点で、このような顧慮はなおさら重要である。だが、そうだと、国際的訴訟競合に何らの規制も必要としないかというのではない。この当事者利益は、国際的訴訟競合の規制にポジティブにもネガティブにも作用するのである。最近では、当事者の「権利保護の利益」を国際訴訟競合顧慮の根拠として強調する見解も登場している¹⁴⁾。このように考えるならば、

外国の訴訟係属は、国際的調和・協調という理念と両当事者の利益―「権利保護の利益」―の相関関係から、原則的に顧慮すべきと思われる。むしろ、問題は、どのような規制をなすべきかである。その際、ネガティブに作用する当事者利益をどのように考慮するかがポイントとなる。次に、これを検討することにした。

(2) 国際的訴訟競合の規制方法

(a) Kerameusの論説にみる国際的訴訟競合規制と日本法

外国の訴訟係属を原則的に顧慮するならば、その場合の訴訟上の取扱いが問題となる。一般に、訴え却下と第二の手続の中止という二つの方法が主張されている。ドイツの通説は、訴え却下説であるが、Kerameusは、第二の手続の中止を主張する。その論拠として、とくに強調するのが、外国の裁判所の管轄予測の不確実性である。換言すれば、手続を中止することによって、当事者利益の調整を図るのである。承認予測説に対しては、その判決の承認自体がきわめて困難であるから、国内法と同様の法効果（訴え却下）を認めると、当事者の権利が危険に曝される可能性が高いとの批判があった。そこで登場したのが、この手続中止というテクニックである。¹⁵⁾

このテクニックを用いることにより、わが国における管

轄規制説等の主張を吸収することができるかもしれない。

しかし、日本法にこの考え方を導入しようとする場合には、手続の中止に関する条文（二二〇・二二一条）がネックとなっている。日本法では中止事由が限定されているからである。だが、実務で行われている「期日は追って指定」方式による期日指定を事実上行わない方法により、手続の中止と同様の効果も可能であるので、この方法による規制が主張されている。¹⁶⁾ただ、中止期間の問題、当事者からの不服申立権の問題などが残る。そこで、原則的には、立法または条約による解決が望まれる。そして、その場合、法制的には、国際的訴訟競合の場合の訴訟上の取扱いとしてKerameusの支持する第二の手続の中止が妥当と思われる。これにより柔軟な対応が可能となろう。それゆえ、この手続の中止を民事訴訟法改正に際し立法化すべきか否かが問題とされている今日、筆者は国際的訴訟係属を顧慮するとの前提のもと、当事者利益の柔軟な調整が可能な、手続の中止という取扱いを立法化することに賛成である。と¹⁷⁾いうのは、わが国の議論の中で、手続の中止テクニックを利用する主張が今一つ有力な主張となりえなかったのは、現行民事訴訟法が中止事由を限定していることにあるのは前述の通りである。そして、新法によりこの点が解消されれば、判決の抵触回避、訴訟経済という公益性の側面のみ

ならず、当事者利益も十分に考慮しうるからである。

(b) 私見

しかし、中止規定を立法化することにより、判決の抵触回避、訴訟経済という公益性の側面のみならず、当事者利益にとつてもすべてが満足されうるかは疑問が残る。むしろ、国内法の重複訴訟規制、つまり却下の方法により処理する方法も有益な場合があるのではなからうか。また、要綱試案が公表された現在、民事訴訟法改正においてこの国際的訴訟競合問題が立法される見通しは小さいようである。だとすれば、解釈論の枠内での解決が模索されねばならない。私見は、国際的訴訟競合の場合の規制は、却下と中止に振り分けて実施すべきと考える。問題は、どのように場合分けしうるかである。

ここでこの問題解決のヒントを与えてくれるのが、Kerameus が論説の中で比較法的考察により分析した、国際的訴訟競合規制の発展過程である。Kerameus によれば、まずその発展の第一段階では、原告同一型の訴訟で同一の訴訟物につき内国で訴訟が開始される場合に、外国の訴訟係属が顧慮され、次の段階で原告、被告という当事者の役割に関係なく、外国の訴訟係属が顧慮されるに至るといふ発展過程が指摘される。この分析から、次のことが言えるのではなからうか。つまり、第一段階における外国の訴訟

係属はまさに内国の重複訴訟禁止の場合の合致するものであり、その点で訴訟競合の規制に立ち入りやすかったと言え、それゆえ、多くの国でこの段階での規制を認めているという現実があると、また、第二段階では国際的訴訟競合特有の顧慮の必要性から——つまり、国際的調和・協調という理念と当事者利益の観点から——規制に立ち入ることになったと、言えるのではなからうか。したがって、国際的訴訟競合という場合には、純粹に国内法における重複訴訟規制を生ぜしめてよい場合——この場合、訴訟競合が国際的に生じるか、国内的かで、重複訴訟禁止制度の趣旨を区別する理由はない——と、独自の理由から何らかの規制が必要なる場合とに分けて考える必要があると言えまいか。そうであるならば、第一段階におけるようにまさに内国の重複訴訟禁止の状況と合致する訴訟競合の場合——こうした状況が生じることは実務上稀かもしれないが、その可能性は否定できないであろう——には、国際訴訟であるからといって、「却下」という規制効果を排除する理由はないように思われる。ただ、第二段階のように必ずしも内国の重複訴訟禁止の場合と合致しない場合には、別の方法により規制を考える必要があろう。

そこで、筆者は次のように国際的訴訟競合の場合を分けて規制を図るべきと考える。まず、外国で訴訟がすでに係

属しており、その原告が再び同一訴訟物により内国で訴訟を提起する場合には、「訴え却下」による規制を行うべきと考える。この場合には、内国の二重起訴禁止の趣旨がたとえ国際訴訟であれ、反映されるべきではなからうか。それは、まさに矛盾判決の回避、訴訟経済、被告の負担、さらに国際的調和・協調という理念を根拠とすると言える。

問題は、訴訟物の同一性をどう判断するかであるが、具体的事実関係や主張内容を基に、わが国の訴訟物概念に置き換えて（原則として、訴訟物の決定は法廷地法としての日本法による）判断すれば、足りるのではなからうか。また、手続の同一性も問題とならうが、現在の国際的法状況に鑑みれば、基本的に外国の手続と内国の手続の等価値性を無視することもできないであろう。そして、同一性が認められないような場合の当事者の保護は、判決の承認・執行の局面で顧慮すれば足りると考える。したがって、この場合には内戦等の特別の事情のない限り、民訴法二二三条を類推して、却下による規制を考えるべきではなからうか。

次に、第一の場合以外で、同一当事者間で同一の事実関係——この場合、訴訟物の同一というファクターは余り意味を有しない——に基づき国際的に訴訟が競合する場合は考えられる。この場合には、国際的調和・協調という理念から司法摩擦の予防などの公益性が顧慮され、加えて「権利保

護の利益」という当事者利益とのバランスから判断しなければならず、内国の二重起訴禁止の趣旨と競合問題とは必ずしも一致しない。それゆえ、内国の二重起訴禁止の規制方法も用いることには無理がある。そこで、解釈論上考えられるのが「中止」による規制——解釈論上では「期日は追って指定」という事実上の中止という方法によるしかないであろう——である。ただ、これは外国訴訟において管轄権の存在が決定されるまでと考える。これにより、外国訴訟の管轄権不在の場合の内国訴訟の当事者利益の保護が図れる。したがって、外国訴訟において管轄権の存在が決定される場合、及びすでに管轄権が認められている場合には、「中止」による規制は必要ない。これらの場合には、国際的調和・協調という理念と「権利保護の利益」という当事者利益とのバランスを考慮して、「訴えの利益」の問題として処理すべきではなからうか。この場合の外国の訴訟係属の問題は、「権利保護の利益」という当事者利益が関わることから、むしろ本案要件の問題に近い。それゆえ、現在の民法の解釈においては、管轄問題の一判断要素としてより「国際的な訴えの利益」の問題として処理するほうがよいように思われる。

(3) 相互主義の考慮

最後に、わが国では議論の少ない、相互主義を外国の訴訟係属の顧慮に際して考慮するかという問題について簡単に考察する。Kerameusは、相互主義は外国判決の承認で問題となるのであって、外国の訴訟係属の顧慮に際しては間接的にしか関連しないと主張する。判決承認に立てば、これは重複訴訟禁止規制の認否の要件の問題に吸収されることになる。しかも、判決承認の要件において、この相互主義がゆるやかに解釈されており、しかもその存在自体に対しても疑問が提示されている状況に鑑みれば、Kerameusの主張は正当と評価されるのではなからうか。

四 おわりに

以上、Kerameusが取り上げた三つの問題に即して、わが国の議論と照らし併せ、国際的訴訟競合の問題について、とくに外国訴訟係属の顧慮の必要性とその規制方法に関する簡単な考察と私見の提示を試みた。Kerameusの論説は、それ自体極めてオーソドックスなものであり、かつ諸外国の状況を鳥瞰したものである。その内容も、すでにわが国で議論されていることと重なり合う点が多かった。そこで、本稿では若干視点を変え、この論説での法制及び議論分析の側面から、わが国の議論への架橋を試みた。それゆえ、

本稿は純粋な意味での紹介論文とはいえない。むしろ、Kerameusの論説を媒介とした議論展開に注目してもらえば、幸いである。もっとも、これらの問題に対して、紙幅の関係上、詳細な論証はできなかった。また国際的訴訟競合をめぐる問題は、多岐にわたる。例えば、重要な問題である国際的訴訟競合規制の要件、訴訟係属発生の時期、送達の問題等は残したままである。別の機会に詳細な論証を試みてみたい。

(注)

(1) 立法担当者側から公表された法務省民事局参事官室編・民事訴訟手続の検討課題六八・七〇頁以下においては、まさに国際民事訴訟をめぐる改正は今回の改正の主要テーマに思われたが、しかし、一九九三年末に公表された「民事訴訟手続に関する改正要綱草案」では、大幅に後退しており、この国際的訴訟競合に關しては、小林秀之「国際民事訴訟規定の整備（上）」判タ八一六号四三頁以下参照。

(2) その詳細は、道垣内正人「国際的訴訟競合(1)」(5)「法協九九巻八」一〇〇巻四号参照。

(3) 東京高判昭和三二年七月一八日下民集八巻七号一二八二頁、東京地判昭和四〇年五月二七日下民集一六巻五号九三三頁、大阪地判昭和四八年一〇月九日判時七二八号七六頁、東京地判平成元年五月三〇日中間判決判時一三四八号九一頁、東京地判平成元年六月九日判タ七〇三号二四六頁参照。

(4) 加藤哲夫「二重起訴の禁止」新版・民訴法演習I一五一頁、兼

- 子一ほか・条解民事訴訟法(竹下守夫) 八四八頁、高桑昭「内国判決と抵触する外国判決の承認の可否 NBL 一五五九頁参照。
- (5) 小林秀之・前掲論文四三頁、酒井一「国際二重起訴に関する解釈論考察」判タ八二九号四一頁注(9)等参照。このように管轄問題として国際的訴訟競合の規制を考察する説を管轄規制説ともいう。このような判例として、東京地判平成三年一月二十九日判時一三九〇号九八頁、静岡地裁浜松支判平成三年七月一日判時一四〇一号九八頁などが挙げられる。
- (6) 海老沢美広「外国裁判所における訴訟係属と二重起訴の禁止」青山法八巻四号一頁以下、矢吹徹雄「国際的な重複訴訟に関する一考察」北大法三三巻三〇四号上二二四頁以下、沢木敬郎「国際的訴訟競合」新・実務民訴(7)一六六頁以下、道垣内・前掲論文(5)七五二頁以下等参照。
- (7) proper forum 説ともいう。岡野祐子「イギリス国際私法における国際的訴訟競合」奈良産四巻三号三五頁、不破茂「国際的訴訟競合の規律」愛媛一七巻一号一三四頁以下等。
- (8) 木棚／松岡／渡辺・国際私法概論〔新版〕(渡辺)二七四頁、渡辺匠之・私法判例リマックス一九九二(下)一七〇頁参照。なお立法論としてこの説に賛意を示すのは、澤木敬郎「国際的訴訟競合」新実務民事訴訟講座七一七頁、兼子ほか前掲条解民訴法八四九頁参照。
- (9) 石黒一憲「外国における訴訟係属の国内的効力」沢木・青山編・国際民事訴訟法の理論三二三頁以下、小林秀之・国際取引紛争〔補正版〕七五頁以下、不破茂「国際的訴訟競合の規律」愛媛一七巻一号一三四頁以下、齊藤秀夫ほか編・注解民事訴訟法(5)(第二版)(山本和彦)四六二頁など参照。
- (10) 民訴法二二三条の趣旨の適用と言われるものである。
- (11) この問題の詳細については、本誌一一七頁以下の本研究会第二

国際的訴訟競合の規制方法——松村

- 報告・勅使川原論文を参照のこと。
- (12) このように推測することが、Keramus の主張と合致するとは筆者は断言できない。しかし、彼の主張にはこのような解釈の可能性があるとは言えよう。いわば、この推測は、Keramus の主張を手掛かりとした筆者の私見でもある。
- (13) このような観点から、国際民事訴訟の問題を検討したものと見て、拙稿「国際司法共助」中村英郎編・民事訴訟法演習二七二頁以下参照。
- (14) Schwander, Ausländische Rechtshängigkeit nach IPR-Gesetz und Lugano-Übereinkommen, FS für Vogel, 1991, S.395ff. など参照。なお、Schwander 論文の詳細はここからの示唆については本誌一三九頁以下の本研究会第三報告・小田論文参照。また、最近の管轄規制説、比較考量説、訴えの利益説等はまさに、この当事者利益を中心に国際的訴訟競合を考察したものと見える。
- (15) Habscheid, Zur Berücksichtigung der Rechtshängigkeit eines ausländischen Verfahrens, RaBeStZ 1967, S.245ff. 参照——なお、この文献については、翻訳が、法学研究六四巻八号八八頁以下(坂本訳)にある。
- (16) 現行法ではこの方法が妥当と思われる。この方法に対する批判としては、石黒・前掲論文三四五頁以下、酒井・前掲論文四七頁など参照。なお、この問題については、本誌一一七頁以下の本研究会第二報告・勅使川原論文に詳細な検討が加えられている。
- (17) 弁護士会等の民事訴訟法改正に関するアンケートの回答によれば、この中止テクニックを立法化するのには、時機尚早とする(日本弁護士連合会)、「民事訴訟手続に関する検討事項」に対する意見書(仮案)二二〇頁、東京弁護士会・『民事訴訟手続に関する検討事項』に対する意見書一五三頁以下参照)。

(一一五)

(18) Schack, Internationales Zivilverfahrensrecht. 1991 S. 276ff. 参照。もっとも、すべての国につきこの点が言えるわけではない。審問請求権の保障を中心に考察することになる。また、例えば、ドイツ民事訴訟法を継受した諸国とわが国とでは、手続の同一性は存すると解してよいであろう。そして、これらの国との関係では、訴訟物の同一性が認められる場合があると見えよう。したがって、その場合には、本稿で述べた第一段階での規制(訴え却下)を適用してよいと思われる。

(19) 外国ですでに係属していた訴訟が管轄権なしと判断された場合、内国訴訟を却下してしまつては当事者の裁判を受ける権利は剥奪されることになるのでは、ということも起こりうるであろうが、内国訴訟は重複訴訟の存在を理由として却下されたのであつて、その障害が解消した以上、もう一度内国訴訟を提起できると考えることができよう。

(20) 石黒一憲・現代国際私法(上) 五六〇頁以下参照。